

西之表市監査委員公表第 21 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査〔備品監査〕を実施したので、同条第 9 条の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 8 月 25 日

西之表市監査委員 廣瀬 正和
西之表市監査委員 鮫島 市憲

定期監査〔庁外備品監査〕の結果に関する報告書

1 監査期日及び監査の対象

月 日	監 査 対 象
8月 23 日（月）	市民生活課〔西之表斎苑〕〔西京苑〕
8月 25 日（水）	教育委員会総務課〔給食センター〕

2 監査の手続

備品の監査にあたっては、西之表市物品会計規則第 7 条第 1 項に定められた備品について、あらかじめ資料の提出を求め、備品の管理状況等、関係職員の説明を聴取し、備品は良好な状態で供用し得るよう管理されているかなど、通常実施すべき監査手続きを実施した。

3 監査の結果

監査に付された施設の備品の管理については、概ね適正に管理されていると認めた。
また、例年申し上げている事項ではあるが、職員におかれては、備品は地方公共団体公会計制度での資産価値を有するものであることを十分に認識されるとともに、市民と共有の財産であるとの意識をもって、引き続き適切な管理と有効利用に取り組まれるよう望むものである。